

応急仮設住宅の再利用について



様式2

～移住促進仮設住宅提供事業の取組～

施工場所：白河市内⇒昭和村・三島町、郡山市内⇒川内村

福島県土木部建築住宅課
副主任建築技師 小久保 拓哉

1. 背景

- 県内には、震災後に16,800戸の応急仮設住宅が建設された。
平成30年12月28日時点で10,138戸の応急仮設住宅があり、このうち供与を終了した約5,500戸を今年3月31日までに撤去する予定である。
- 撤去の際には、大量の廃材が発生することから、環境負荷や行政コストの低減に向け、住宅本体の無償譲渡や市町村に対する再利用可能な建築資材の提供を行っている。

2. 再利用の取組

■ 無償譲渡制度

応急仮設住宅の撤去時に発生する廃棄物の抑制、環境負荷や行政コストの低減及び被災者等の自立再建を促進するため、応急仮設住宅の無償譲渡を行っている。



再利用事例1：復興公営住宅城北団地



再利用事例2：岡山県総社市

■ 移住促進仮設住宅提供事業

本県への定住や二地域居住を促進するため、応急仮設住宅を活用して“お試し住宅”等を整備する市町村に対し、県は、仮設住宅を解体・運搬して再利用可能な「建築資材」と整備する住宅の「再利用設計」を提供し、市町村事業を支援している。

⇒H29は昭和村、三島町、川内村で事業を活用し、今年度に住宅を建設した。

今年度は金山町、磐梯町、飯舘村で事業を活用し、年度内に資材を運搬する予定である。

3. 活用事例

【昭和村】

①仮設住宅:白河市 郭内第二(双葉町) 3戸 (木造壁パネル工法)

②再築住宅:移住定住促進住宅 3戸

③再築工事:平成30年9月完成

【特徴】

冬期間における利便性に配慮し、住戸間にガレージを設け、屋内からの移動を可能にした。



昭和村

【三島町】

①仮設住宅:白河市 郭内第二(双葉町) 12戸 (木造壁パネル工法)

②再築住宅:移住定住促進住宅 12戸

③再築工事:平成30年から2力年で実施。平成30年度は6戸完成

【特徴】

急勾配の屋根・高床とし、除雪のしやすさに配慮した。



三島町

【川内村】

①仮設住宅:郡山市 富田町稲川原(川内村) 14戸
集会場1棟 (PCコンクリート構造)

②再築住宅:地域振興住宅 14戸、集会場1棟

③再築工事:平成30年12月完成

【特徴】

PCコンクリート造2階建ての構造部材を全て再利用した。



川内村

4. 課題

木材の割れや給湯器の燃焼不良等がみられ再利用できない事例があった。



- 可能な限り屋内保管とし、積置きの際は破損しないよう注意が必要。
- 保管期間が長期とならないよう、極力、建設と同時期に搬出することが重要。

5. 今後の展開

平成31年度も「移住促進仮設住宅提供事業」を実施する予定であり、市町村へ積極的にPRしていきたい。